

新事業創出モデル伴走支援事業 募集要項

1. 事業目的・概要

新事業創出モデル伴走支援事業(以下、「本事業」という)は、島根県内中小企業(以下、「支援対象者」という)が、新事業創出やビジネスモデル変革を通じて、次代の新たな収益源の獲得を目指す取組を支援することを企図するものです。本事業では、支援対象者に対し、公益財団法人しまね産業振興財団(以下、「財団」という)と財団の紹介する専門家とともに、現状認識、あるべき姿の設計、課題解決を行うためのビジネスアイデアのブラッシュアップ、事業計画の策定など新事業創出・ビジネスモデル変革に向けた伴走支援を行います。

なお、本事業は県内 IT 企業が支援対象者の DX パートナーとなり成長モデルを構築することも目的としており、伴走期間中に適宜県内 IT 企業をマッチングし DX パートナーとして連携することも想定しております。

2. 支援対象者

下記いずれも満たす者

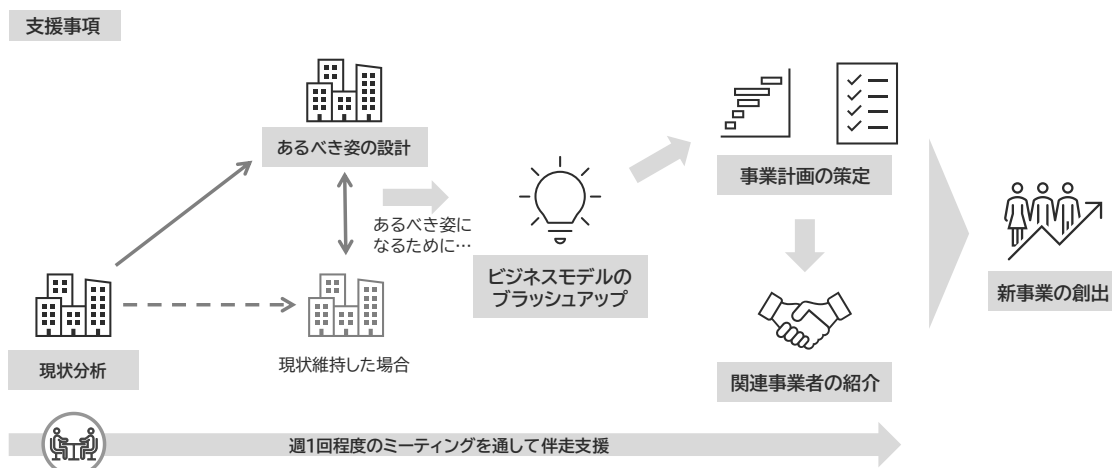
- ・県内に主たる事業所を有する中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第2条に定める中小企業者
- ・デジタル技術を用いた新事業創出やビジネスモデル変革に対して高い意欲を持つ者
- ・事業成果の公開及び取組みを県下に波及させることを目的とした広報活動等に協力ができる者

3. 費用

無料 ※専門家伴走費用は無料ですが、関連して支出する費用については支援対象者負担とします。

4. 支援内容・領域

本事業では、支援対象者に対し、専門家による新事業創出のための伴走支援を実施します。伴走支援では、主に以下事項を中心に、各社の状況に合わせた支援を実施します。



支援事項	支援概要
現状分析	既存の事業含め、関連する資料を拝見し、会社の現状について分析いたします。
あるべき姿の設計	支援対象者と議論しながら、いつまでにどのような会社になりたいかを決定します。
ビジネスモデルのブラッシュアップ	構想しているビジネスモデルについて、ブラッシュアップを実施します。
事業計画の策定	新規事業について、何をいつまでにやるのかを決定し、アクションプラン化します。
関連事業者の紹介	県内を中心として、事業推進に必要な関連事業者をご紹介します。

※上記支援事項は、支援の流れの一例になります。実際には、各社の状況に合わせて必要な事項を支援します。

5. 申し込み方法

本事業の申し込み方法は以下の通りです。なお、申し込み前に「6.注意事項」をご一読ください。

〈必要書類〉

以下(1)～(5)の書類を申込期限までに、メールにてご提出ください。((4)は別途原本も郵送ください)

- (1)新事業創出モデル伴走支援事業 申請書 (別添)
- (2)新事業創出モデル伴走支援事業 エントリーシート (別添)
- (3)直近2期の決算書類(貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販管費内訳書、個別注記表)
※製造原価報告書を作成していない場合は添付なしとする
- (4)島根県税に係る納税証明書(一般用、全税目の未納の徴収金がないことの証明)
- (5)会社概要が分かる書類(会社パンフレット等)

〈申込期限〉

令和6年7月24日(水)17:00 必着

〈書類提出先・問い合わせ先〉

(公財)しまね産業振興財団 しまねソフト研究開発センター(担当:安食、安部)

TEL:0852-61-2225

E-mail:itoc@s-itoc.jp

6. 伴走期間・スケジュール

本事業に係るスケジュールは以下の通りです。

日程	内容
令和6年7月4日(木)	募集開始
令和6年7月24日(水)	申込書類一式提出期限
令和6年8月1日(木) ※予定	結果通知・伴走支援開始
令和6年8月～令和7年3月	伴走期間 ・「4.支援内容・領域」記載の内容について、週次ミーティング(現地 or オンライン)を中心としながら支援
令和7年3月中旬 ※予定	成果発表会
令和7年4月以降	伴走支援の必要性が認められる場合、継続支援 ※本事業の来年度予算措置については未定ですが、来年度県予算措置状況及び今年度の結果等により判断いたします

7. 注意事項

- 本事業は公募締切までに提出があった申請案件について、審査会を開催し採否を決定いたします。
- 審査会は公募締切後、速やかに日程を定め開催いたします。審査会では、エントリーシート記載の内容に沿ってプレゼンテーション(オンライン形式)を行っていただきます。審査基準は以下の通りです。
 - ✓ 自社の具体的な課題認識

- ✓ 具体的な新事業創出後に目指す姿
 - ✓ インパクトのある新事業の想定規模
 - ✓ 新事業創出が滞りなく推進できる体制
 - ✓ 構想している具体性のある事業アイデア
 - ✓ 新事業創出に対する高い意欲・熱意
- 結果(採否)については、審査会后内部手続きを経て速やかに申請事業者へ通知いたします。
 - 支援対象者は、以下事項について遵守する必要があります。
 - ✓ 支援対象者は、自助努力により本事業を着実に実施し、自社の新事業創出やビジネスモデル変革に向けた取組に努める。
 - ✓ 支援対象者は、令和7年3月頃に予定している成果発表会(本事業により創出された・創出を予定している事業に関する発表会)にて取組内容の紹介に協力する。合わせて、成果発表用の資料作成や、事務局による成果に関する調査に協力する。
 - ✓ 支援対象者は、特別な事情がない限りにおいて、審査結果通知後の辞退を行わない。